

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合
(第 2 回会合)

2014 年 4 月 24 日 (木)

(13:30～15:30)

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

それでは時間になりましたので、そろそろ国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、これの第2回目ということで開催をさせていただきます。本日は皆様、お忙しい中お越し頂きまして誠にありがとうございます。私は本日、司会を務めさせていただきます国際協力銀行経営企画部の牛田と申します。よろしくお願いをいたします。

本日の議題は環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況の確認についてということになっております。お題に入る前に1点、いつもどおりでございますけれども、留意点、1点申し上げさせていただきます。この会合の議事録は透明性確保の観点から後日、公開をさせて頂いております。一方、これまでと同様ですけれども出席者の皆様のプライバシーを確保するという観点もございますので、映像、写真の撮影、これは控えて頂きたいと思います。録音自体は構いませんけれども、音声の公開は控えて頂きたいということをまずは冒頭をお願いをさせて頂きたいと思います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。それでは早速でございますけれどもJBICのほうから説明をさせていただきます。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も大変お忙しい中、皆様お集まり頂きまして誠にありがとうございます。本日は第2回ということでございますけれども、前回に続きまして本格的なガイドライン改訂、コンサルテーション協議に入るにあたってのステークホルダーの皆様の目線合わせ、それから頭の整理という観点より、本日は私どもの国際協力銀行ガイドラインの実施状況の確認について、当方よりご説明をさせて頂きたいと考えております。

私どもの環境ガイドラインの中には、お手元にあられる方、11ページご参照頂きたいんですけども、ここの8.のガイドラインの適用及び見直しという部分に記載がございまして、ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行うというような規定がございます。改訂を行うにあたっては、まずは我々としてこの前回の改訂後の出融資保証案件について、現行の環境ガイドラインに基づいてちゃんと社会環境配慮確認を行っているかどうかをまずはレビューをさせて頂いて、それに基づいて直さなきゃいけない部分があるのであれば、その部分を今後の改訂の中で反映させていくという、そういう趣旨でございます。

本日は私どもで実施状況の確認をした内容につきまして私どものほうから、事前に私どものウェブサイトにも本日の題目、資料については掲載させて頂いておりますが、本日もお配りしています調査報告に基づき、説明をさせて頂きたいと考えています。また私どもの調査報告に関するご説明の後、質疑の時間も取らせて頂いておりますので、その場で疑

問点とかございましたらご質問頂ければと思っております。その質疑の後、いよいよ第3回以降からは、環境ガイドラインの改訂へ向けた具体的な協議に入らせて頂きたいというふうに考えていますので、次回以降の会合の進め方、これについて私どものほうからご説明をさせていただきます。こんな感じで今日は2時間ほどお時間を取らせて頂いておりますけれども、進めさせて頂けたらなというふうに考えています。

なお今回も前回同様、5年前の環境ガイドライン改訂以降の動きを報告する場との位置付けでございますので、報告を踏まえて環境ガイドラインをどう修正するべきだ、というご意見を皆様それぞれお持ちだとは思いますが、そういった点は次回以降に具体的な協議の中で個別に議論をさせて頂きたいと考えています。それから個別案件についても、これ準備会合のときにも申し上げましたとおり、個別案件についてはこのコンサルテーション会合の場では取り上げないという大原則の下、もし個別案件についてご意見ですとか、ご質問とかがある場合には、個別に私どもも従来同様ご要望にお応えして面談等セットさせて頂いておりますので、個別にご照会を頂ければ、従来同様私どものほうで対応させて頂く。そういう形で進めさせて頂けたらなと思っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それでは私どもの国際協力銀行の環境ガイドラインの実施状況につきまして、担当の松原のほうからお手元の資料に基づきご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行の松原と申します。よろしくお願いいたします。では調査報告について資料に沿ってご説明させて頂ければと思います。先ほど稲葉から申し上げましたように事前にウェブサイトに掲載しておりますので、お読み頂いている方もいらっしゃるかもしれませんが、適宜補足しながらご説明をさせて頂ければと思います。

早速ですがお配りしている資料を1枚おめくり頂いた、すいません、ページ数が少しおかしいですけど、3ページという所から本文が始まっておりますので、こちらをご覧頂ければと思います。最初に本報告の目的という所ございますが、これは先ほど稲葉が申し上げたとおりでございます。環境ガイドラインに規定しておりますガイドラインの実施状況についての確認を行って、環境ガイドラインの包括的な検討を行っていく基礎とするということを目的にこの報告を作らせて頂いております。

(2)ですけれども、この報告、JBICの環境ガイドラインを適用してこれまで投資、融資を決定してきている案件であるとか、あるいは個別案件というよりも環境ガイドラインの実施体制全体を対象にJBICがどう今のガイドラインを実施してきたかということを確認してきているものということでございます。前回、環境ガイドラインの改訂を行った際には同じように実施状況の確認というのを行いまして報告書を出させて頂いております。その際はどちらかというとその個別案件に着目して、こういう案件ではこういう工夫があったとか、この案件ではこういうところが特徴的だとかというようなご紹介をしていると

思いますけれども、今回についてもその次にありますが、個別案件について今回のこの報告にあたって調査を行いまして、報告の基礎とはしておりますけれども、報告全体という意味では、全体として環境ガイドラインの包括的な検討においてこういった示唆を得られるかという観点から、この報告を作っております。世界銀行グループの国際金融公社 IFC という機関でございますけれども、彼らも 2012 年に環境ポリシーを改訂しております、同様に実施状況のレビューというのをしておりますが、今回出させて頂いている報告というのは IFC が行った報告も参考にしながら、内容の書き方、書き振り等について作成をしておるということでございます。

一方で申し上げましたように、この報告を作る際には個別案件についても調査をしております。今、出しております現行のガイドラインの適用対象となる JBIC の投融資のうち、昨年の 3 月までに契約調印した案件、これは 500 件超でございますが、その中からカテゴリ A の案件については全件、カテゴリ B、C、FI の案件についてはそれぞれ 15 件ずつを抽出いたしまして、調印時に行った環境レビューの資料であるとか、その手続きに使った資料であるとかを確認して、ガイドラインに沿った運用ができていたかということを調査しております。このカテゴリ A 案件については全部で 47 件でございますが、JBIC、融資契約を結ぶ際に同じ案件に 2 本、3 本と融資契約結ぶ場合もございますので、そういった重複を排除しますと 36 件ということで、B、C、FI の 15 掛ける 3 と合わせて 81 件の案件について実質的には調査をしているということでございます。

1 枚おめくり頂きます、じゃあこの調査の中で具体的に何を確認したのかということですが、2 点でございます。一つは JBIC による調査対象案件の環境社会配慮確認というのが、環境ガイドラインの第一部に定められている手続きに沿って行われているということでございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますけども、JBIC の環境ガイドラインは第 1 部と第 2 部という箇所がございます、第 1 部というのは主に JBIC が環境社会配慮確認を行うときに取るべき手続きを定めているという箇所。第 2 部というのが個々のプロジェクトについて環境社会配慮確認の内容、このプロジェクトに求められる環境社会配慮確認について定めて、よりその実態の部分について定めているのが第 2 部でございます。この (a) という部分はそのうち第 1 部の手続きの確認ということでございます。で、(b) というのが第 2 部に関するものでございまして、第 2 部に定めている個々のその具体的内容ですね。こういった環境社会配慮を行うべきかという点については、先ほど申し上げたカテゴリ A の案件についてきちんと確認できていたかということを調査してございます。あと現在、調査対象となっているカテゴリ A 案件の中から地域とかセクターの分散にも配慮しながら 6 件ほど案件、抽出しております、これは実際にプロジェクトの実施に赴いて調査をするというプロセスを取っております。仮にこの調査で今ご報告していることに加えて、今後の環境ガイドラインの改訂であるとか、検討において有益であると思われるような示唆等、得られた場合には、またご報告をさせて頂ければというふうに考えております。

この報告の構成を (3) に書かせて頂いております。内容は割愛いたしますが、まずは

これまでの環境ガイドラインの経緯であったり、その JBIC 中の実施体制という総論的なところについてご紹介させて頂ければというふうに思います。

次のページ、5 ページになりますけども、環境ガイドラインの経緯という所でございます。ご存じの方にはおさらいということになりますけれども、環境ガイドラインというのは、JBIC の前身である日本輸出入銀行が環境問題に対する国際的な関心の高まりであったり、あるいはその国際機関がこういったガイドラインを制定してきたということを受けまして、1999 年に制定したガイドラインというのが起源でございます。その後、2002 年に環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドラインというのを制定して、2009 年にその改訂を行っております。2002 年にこのガイドラインを制定したときには、JBIC が仮にそのガイドラインを守らずに出融資を実施した場合に備えて、あるいは守らずに出融資を実施するということを行わないように牽制するために、異議申し立ての制度が必要であるという議論がございまして、そのガイドラインから異議申し立てについても記載がございまして、それを受けて 2003 年に環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱というのを整備して、今に引き継いでおります。

この 2002 年に制定したガイドライン以降、あるいはこの異議申立手続要綱の制定といったものについては、それぞれ数多くのパブリックコンサルテーション等々を実施して JBIC の中だけで議論しているのではなくて、第三者の皆様の意見をお伺いしながら実施、改訂、制定の作業を行ってきております。これだけ広範なパブリックコンサルテーションを行って環境ガイドラインの改訂を行ってきているというのは、我々のような機関、政府系機関の中では極めて珍しいと思いますし、国際機関に比べても遜色ない手続きを取って改訂をしてきていると思っておりますので、皆様ここにご出席頂いている方々ももちろんですし、我々 JBIC 自身のその環境社会配慮に対する強いコミットメントを示すものなのかなというように、我々としては考えておるということでございます。

1 枚おめくり頂きまして 6 ページ。JBIC の中で、あるいは他の機関の皆様とどういうふうにこの環境ガイドラインを実施してきているかということを説明している箇所でございます。まず JBIC 行内でどういう体制を取っているかということですが、JBIC の中では個々の投融資を担当する部署、お客さまと接して融資契約の交渉を行ったり審査を行ったりという部署ですが、そことは別に環境ガイドラインに沿った環境社会配慮確認を実施する部署として、環境審査室という部署を設置しております。カテゴリ A 案件であったり B 案件の環境レビューというのは、原則としてこの投融資担当部署と環境審査室が共同で行っているという形を取っております。また環境ガイドラインにも記載されておりますけれども、環境レビューにおいては必要に応じまして、外部専門家の意見を求めて活用をしてございます。

また 1 段落飛びますけども、環境審査室ではそういった個別な案件の環境レビューに加えまして、セクターごとであったり或いはその環境影響評価項目ごと、国ごとの環境社会配慮に関する調査というのも行っておりまして、JBIC の中でそういった知見を共有するこ

とで、個別案件へのそれぞれの対応ということに加えて、全体の環境社会配慮に関する意識であったり能力の向上というのを並行して図ってございます。

次は②ですけれども、個々の投融資における JBIC の環境社会配慮確認というのは、一義的には JBIC が自分たちのその投融資の意思決定を行うプロセスとして行っているものでございますが、一方で JBIC が融資を行うときには通常、民間金融機関の方々と協調して融資を行いますし、そこに日本貿易保険、NEXI さんが保険を付けられる際には一緒に案件を支援していくという形を取っております。こういった場合には JBIC が、借入人情報であったり、あるいは環境社会配慮確認に関する情報というのを民間金融機関の方々、あるいは NEXI さんと共有しながら案件を進めていけるように取り組みを進めてございまして、それによって借入人の方の事務負担の軽減であったり、あるいはその実態面でより適切な環境社会配慮確認を行えるようにというような工夫をしております。そのご説明、ご紹介を②でさせて頂いております。

(3) の適用案件については先ほど簡単に触れさせて頂きましたけれども、この今のガイドラインが制定された、実質的には 2009 年の 10 月以降に環境スクリーニングフォームを、これ後ほど出てきますけれども、受け取ってカテゴリ分類をした案件に今のガイドラインが適用されておりますが、その後、昨年の 3 月までに調印に至った案件というのは 500 件超ございます。その後、少し経過しておりますので案件は増えておりますけれども、昨年は 3 月時点ということであるとカテゴリ A 案件が 9 パーセント、B 案件が 8 パーセント、C 案件が約 7 割、FI が約 15 パーセントということでございます。以上が環境ガイドラインをどのように制定されて、どのような改正で、実施されてきたかということのご説明でございます。

3.、環境ガイドライン第 1 部という場所以降は、この環境ガイドラインに定められている各事項について JBIC がこれまで 4 年半ぐらいですけれども、こういった対応をしてきたのか。あるいはそういった中で特徴的な動きが見られたかどうかといったことをご説明させて頂ければと思います。

まず第 1 部ですけれども、先ほどご説明しましたとおり、第 1 部というのは JBIC が環境社会配慮確認を行うにあたってどういった考え方に基づいて、あるいはどういった手続きに沿ってそれを行っていくべきかということを定めた部分でございます。環境ガイドラインをご覧いただきますと、この第 1 部の冒頭というのはその環境社会配慮確認の基本方針であったり、あるいは環境ガイドラインの目的とか位置付けといったものを記載しておりますが、そこはちょっと割愛させて頂きまして、JBIC が環境レビューを実施する際にどういった基準で実施するかということを定めた場所からこの報告は記載させて頂いております。環境ガイドラインお持ちであれば 5 ページといった所からそこにあたっております。

(1) ですが、環境ガイドラインでは JBIC が環境社会配慮確認において確認すべき基準ということについて、その下の四角に入っているような文言を置いておりまして、原則としては国際的基準として世界銀行が定めているセーフガードポリシー、あるいは先ほども

出てきましたが IFC が定めているパフォーマンススタンダードといったものに適合するということを定めております。こういう国際的基準の明確化というのは、前回の環境ガイドラインの改訂において行われたというものでございます。ただ一方で 2012 年に OECD の環境コモンアプローチ、これは OECD に参加している各国の我々のような輸出信用機関と呼んでおりますけれども公的機関が皆守っていくべきルールですけれども、その OECD の環境コモンアプローチが改訂されておりますし、昨年、2013 年には主に民間金融機関の方々が採用されている赤道原則が改訂されております。この中では先ほど申し上げた世銀と IFC のルール、ポリシーのうち、IFC のパフォーマンススタンダードのほうがよりその役割を拡大する形で改訂が行われています。具体的には表 2 に書かせて頂いておりますけれども OECD の環境コモンアプローチ、2012 年の改訂前は世銀のセーフガードポリシーを原則として、場合によっては、特にそのプロジェクトファイナンスのような場合には IFC のパフォーマンススタンダードを使うということを書いておりますが、2012 年版においてはこの世銀と IFC の基準が併記されておまして、原則と例外という形ではなくなっていて、特にプロジェクトファイナンスの場合は IFC を使うということで、IFC を使う場合は特に明示されているというふうに変更しております。赤道原則はもともと IFC のパフォーマンススタンダードを使うということになっておりますけれども、2006 年版では案件としてはプロジェクトファイナンス案件に適用するとなっていたのが、昨年の改訂によってこの適用範囲が広がりまして、プロジェクト紐付きのコーポレートローンであってもパフォーマンススタンダードを見ていくというような書きぶりに修正されています。特にこの後者の赤道原則のほうですね。JBIC と協調融資を行う機会が多い民間金融機関さんが採用している赤道原則の適用内容が広がって、非特定国、これ OECD 以外の国というのが前回、これまでの赤道原則の定めなんですから、についてはパフォーマンススタンダードを採用していくとされておりますので、今後、我々出融資業務を行っていく場合にも、この IFC のパフォーマンススタンダードの役割というのがより拡大していくのかなと思っておりますし、この点、今後のその環境ガイドラインの改訂にあたって反映させていくのか、どう話題にさせていくのかといったところが一つ、ポイントにはなるかなというふうに思っております。

次はスクリーニングおよびカテゴリ分類という部分でございます。ここからは個別のプロジェクトで環境レビューを行っていく際に JBIC がどういう手続きを取っていくかといったことが中に書いてありますけれども、それを JBIC としてきちんと実施できていたかということを説明させていただきます。書かせて頂いているとおりですが、JBIC はプロジェクトの環境レビュー、環境審査と言っておりますけれども、を開始するときにプロジェクトを幾つかのカテゴリに分類します。これ前回 E&E さんからご説明頂きましたけれども、一番その環境影響が考えられる案件ということでカテゴリ A、次いで B、C となりまして、金融機関に対してご融資する際に FI というこの四つのカテゴリに分類して、で、それ以降、環境レビューどう行っていくかというのはこのカテゴリに応じて決まっているという形になっ

ています。このカテゴリ分類を実施する際にはプロジェクトについてある程度、情報が無いと実施できませんので、借入人の方からスクリーニングフォームという定型フォームをご提出頂いて、カテゴリ分類に必要な最低限の情報を頂くということにしています。この一連の手続きをスクリーニングおよびカテゴリ分類というふうに呼んでおりますが、この2点については先ほど申し上げた調査の結果を踏まえても、基本的に適切に行えてきたのかなというのが我々の考え方でございます。ただしそこにも書かせて頂いておりますけれども、本当にそのカテゴリで良かったんですかといったことというのは、ステークホルダーの方々から問題提起があるといったこともございますので、引き続き我々としてはきちっと適切なカテゴリ分類を行うのが必要なんだろうというふうに思っています。

「一方。」という所でございますけれども、これは本当にこの1年、2年といったことなんです。投融資の期待を寄せられる案件の中では資金需要が発生しまして、JBICがその投融資を意思決定していくというその段階では案件の性質上、環境社会配慮に必要な情報が十分にそろっていないというようなケースが出てきております。環境ガイドライン上は我々その投融資の意思決定前に環境レビューを行うというふうに書いておりまして、こういった案件が出てくると我々としても必ずしも適切に対応できないということになるわけですが、実情としてはこういうニーズがあると。こういった案件であっても環境レビューを適切に行うことが必要であるというのは、これはもう言うまでもないことだと思っておりますけれども、案件への支援期待というのがある場合には、適時適切に環境レビューが実施されるということは大前提にしながらも、その意思決定の後に環境レビューとか、あるいはそれに関する情報開示を行うといったことも可能にしていく必要があるかなという案件が一部あるということをご紹介させて頂いております。

(3)は環境レビューのところでございますが、先ほど申し上げましたとおり環境レビューの中身というのがカテゴリによって異なってきます。一番きちとした内容で環境レビューを行うのがカテゴリA案件ということですが、環境ガイドラインにおいてはカテゴリA案件について環境アセスメント報告書、いわゆるEIAとかESIAとかだと思んですけども、と、環境許認可証明書をJBICに提出するということを求めています。調査したカテゴリA案件の中で現地制度上、環境アセスメントの実施が求められる案件については全てEIAが作成され、そのEIAがJBICに提出されていたということを確認いたしました。一方で一部、現地制度上そもそもプロジェクト全体を対象とする環境アセスメントというのが義務付けられていない案件もございまして、こういった案件ではEIAが提出されていなかったという例がございます。

この案件、具体的にどういったものかといいますと、一つは北米における非在来型の油ガス田開発案件。これはいわゆるシェールガスとかシェールオイルと呼ばれる案件ですね。もう一つは既存の工業団地の中で行われる案件ということでございます。前者、そのシェールガス、シェールオイルの案件というものについては、プロジェクトでは多数の井戸を掘ってシェールガス、シェールオイルを開発していくわけですが、個別の井戸の掘

削許可に係る申請書類一式を用いて環境レビューを行っておりまして、ここがこれまでの EIA をベースにした環境レビューというのと若干、違う手続きを踏んで対応してきたところでございます。

環境許認可証明書のところですけども、このページですと中段にあたりますが、これも基本的に JBIC による投融資を意思決定した段階で発行済みで JBIC に提出されていたということでございます。ただ一部、許認可が出ていない状況で投融資の意思決定を行う案件というのがございまして、調査した案件の中ではいずれもその許認可の取得を資金拋出の条件、つまり契約は調印するんだけどもお金を貸し出すのは許認可が出てからというような条件にしたりすることで、その許認可が未了である状態で JBIC の資金が拋出されることがないように工夫をしているということでございます。どうしてもそのお客さまのご都合であるとか、あるいはお客さま自身というよりは相手国政府との関係で契約を先に結ぶ必要があるといったこともございますので、そういった場合、環境レビューとの兼ね合いをうまく取りながら案件を進めていたということが一部の案件でございます。

1 枚おめくり頂きまして、少し飛ばしてカテゴリ FI 案件の対応を次にご紹介させて頂きたいと思います。カテゴリ FI、この FI というのは financial intermediary の略でございまして、日本語に訳して金融仲介者というふうに訳されますけれども、例えばその JBIC が途上国の地場銀行に融資をいたしまして、その地場銀行が個々の事業、これをサブプロジェクトというふうに環境ガイドラインの中で呼んでいますけれども、そのサブプロジェクトに融資するような案件。その中でも我々が地場銀行に対する融資の意思決定を行う時点ではプロジェクトを特定できていないような案件の場合に、このカテゴリ FI というのを適用しております。この場合は、JBIC は融資対象になる金融仲介者、地場銀行の方の環境社会配慮確認の能力というのを確認しております。実際には多くの案件ではその地場銀行から出ていくサブプロジェクトのカテゴリを、カテゴリ C に限るといったような扱いをすることで、必ずしもその高度な能力が地場銀行側になくても問題がないような形に工夫しております。ただ案件によってはその金融仲介者のサブプロジェクトのカテゴリを必ずしも C に限定しない代わりに、金融仲介者が環境レビューを行う場合にきちんとその環境に関する外部専門家を雇用するように義務付けている案件であったり、あるいは JBIC がその投融資の決定時点では、この地場銀行さんには必ずしも環境社会配慮に関する適切な能力が認められないので、サブプロジェクトごとに我々自身でカテゴリ分類を行って、カテゴリ B とか A になれば環境レビューを行うとしている案件もございまして、これは案件の事情に即した対応が取られていると、こういうことでございます。後者のほう、JBIC 自身がカテゴリ分類、環境レビューを行う場合は、基本的に情報公開というのも通常の案件と同じように行われるということでございます。

(4)、意思決定および融資契約等への反映というところでございます。環境レビューを行いますと、その結果を我々の投融資の意思決定に反映するということと、あとは必要に応じてその融資契約において必要な条項を確保するというのを環境ガイドラインは求め

ております。こういった点については我々として調査の結果も踏まえてですけれども特段、問題がある案件は見つからなかったということでございます。

次のページ、モニタリングの所ですが、今申し上げました環境レビューのプロセスを経て、投融資の融資決定を行ったプロジェクトは、次はその環境レビューの結果も踏まえてモニタリングを行うというフェーズに移っていきます。ここではプロジェクト実施主体者の方が環境社会配慮を確実に実施しているかというのを確認することになりますけれども、環境ガイドラインでは原則としてカテゴリAおよびBのプロジェクトについては一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングのうち、重要な環境影響評価項目につき借入人を通じモニタリング結果の確認を行うということを定めています。モニタリングのフェーズということだと調印をした後発生してくるということですので、一方で制定後環境ガイドラインまだ4年半ということで、必ずしもその案件の例として、あるいはそのモニタリングの例として多くのサンプルがあるわけではないんですけれども、そのサンプルの範囲内ではモニタリング、例えば年に1度の頻度で借入人からきちんとそのモニタリング項目を提出してもらおうとかいったことを定めていますけれども、適切に行えたのかなというふうに思います。

ただ一方、手続き面では今申し上げたように大きな問題があった案件というのは我々としては認識していないですけれども、実態面、本当に環境社会配慮確認きちんと適切にできていますかというところについては、ステークホルダーの皆様からこの案件は十分ではないのではないかというふうにご指摘を頂く案件というのもございまして、全体の中例えば少数ですけれどもそういった案件もございまして、あるいは、先ほども申しあげましたように、今回調査対象としたのは昨年の3月までに調印した案件ですけども、それ以外、それ以降に調印している案件においてもいろいろなご指摘を頂いている案件というのもございます。先ほど稲葉が申し上げましたように個別の案件に対する対応というのは、案件ごとにご指摘頂くたびに対応をさせて頂いておりますが、我々としては基本的なスタンスとしては必要に応じて借入人を通じて、そのプロジェクト実施主体者による適切な対応というものを促してきているということでございます。個別にいろいろなご指摘というのは承りながら一つ一つ対応していこうかなというふうに考えています。

次が(6)、情報公開の所でございます。JBICは環境社会配慮確認に関して、その下のボックスにあるような関連の情報というのをウェブサイト上で公開するということとしております。この報告書に書かせて頂いている詳細な内容、ここに関しては割愛させて頂きますけども、この情報公開に関して我々の認識、今回、調査報告を行うにあたっての認識というのは大きく二つございまして、一つはこのページですと中段の段落になりますが、情報公開というのはやはりその借入人さんであったり事業実施主体の方々の商業上との秘密との繊細なバランスの間の上に成り立っているものであるということです。ですので、JBIC自身が情報公開をするというのは当然重要ということですけども、一義的にはやはりプロジェクト実施主体の方に情報公開をしてもらおうというのがあるべき姿だというふうに

思っておりまして、こういったこともあって前回の環境ガイドライン改訂で、我々JBICが借入人等を通じたプロジェクト実施主体者に働き掛けることで、一層の情報公開の実現に努めるという文言が追加されておりますけれども、今後もこういった働き掛けを続けていくのが重要なのかなというのが認識の一つということです。

もう一つは環境ガイドライン第1部に規定されている手続き、今までご説明してきた手続きの中で、我々がその情報公開をするというこの部分については、相対的に申し上げましてJBICの中で若干その手続きを改善する余地が大きかったかなというふうに考えています。情報公開は、環境レビュー、環境審査を行っている段階、それが終わって投資契約を締結した後、あとはモニタリングの段階と、3段階に別れておりますけれども、そのうちの環境レビューの段階の情報公開というのはきちんと手続きが取られていたものがほとんどだったと思うんですけれども、それでも一部できていなかった案件というのがございました。またモニタリング段階の情報公開。これは前回の環境ガイドライン改訂の中で新しく加わったものだったんですけれども、昨年までは実際には公開できていたものがなかったりしまして、こういったところを我々としても今後、改善をしていきたいなというふうに思っております。実際にその改善すべくプロセスをもう取っているということでございます。

もう一つ、13ページの真ん中の、「なお」というところですが、実務的な観点から環境ガイドラインの記載と少し異なる運用をしている点についてご紹介しますと、環境ガイドラインでは先ほど出てきた環境影響評価、EIAについてはJBICのウェブサイト上で公開するというふうにしておりますが、ファイルサイズが大きくなるような場合はEIA、ウェブサイト上でそのものは公開せずに、ウェブサイトにはJBICの広報センターで公開しますよということを告知して、広報センターで公開している。あるいはそのウェブサイトではEIAの一部だけ、抜粋等を掲載しているというような案件がございます。EIA、非常に重いというか、実際のファイルにするとかなり分厚い書類になりますので、そのまま掲載すると極めて重いファイルになるということで、それがそのJBICのウェブサイト全体の動きを鈍らせてしまうということもございますので、こういった措置を取っておるわけですが、一方でこの環境関連の情報公開自体は非常に重要ですし、ウェブサイトそのもので公開することが最善であるというのは我々もそういう認識でおりますので、その両者のバランスを取りながら対応を取ってきているというのが実務的な対応になってございます。以上が環境ガイドライン第1部に関するご説明でございます。

1枚おめくり頂きますと、続いて環境ガイドライン第2部、実態としてどういった環境社会配慮が行われてきたといったところについて記述した部分の実施状況確認のご説明に移ります。その環境ガイドライン第2部というところは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の考え方と、カテゴリA案件のEIAが満たすべき項目というのを記載しております。この今回行った調査では、カテゴリAの調査対象案件についてこういった考え方とか項目が遵守されていたかといったことを確認いたしました。先ほど申し上げたように

今の環境ガイドラインというのは、JBIC は原則としてそのプロジェクトが世銀のセーフガードポリシー、あるいは IFC のパフォーマンススタンダードと適合しているかを確認するということをしておりまして、この両者は我々のその環境ガイドライン第 2 部にある記述よりも非常に詳細な規定を設けております。従いましてこの第 2 部の解釈というのも、実質的には世銀のセーフガードポリシーとか IFC のパフォーマンススタンダードを参照しながら行うといったことを行っておりまして、そうなるとその世銀、IFC の基準のほうはどういうふうに解釈されているのかとか、どう運用されているのかが分からないと、そもそもどう我々のガイドラインを運用していくか分からないということもございますので、そういった場合には必要に応じて世銀、あるいは IFC に直接問い合わせて環境ガイドラインの運用を行っていております。

以下、その（２）以降では第 2 部に書かれている各項目、これ（２）以降のタイトルがそれぞれ各項目のタイトルと一致しておりますけれども、その各項目について調査対象案件がきちんと満たしていたかということを説明しております。全体的な話ということでは、我々の環境レビューにあたっては当然ながらこれらの各項目を確認して環境レビューを行っているということです、少なくとも JBIC の視点としては調査結果を踏まえたところ、いずれもおおむね遵守はできていたのかなというふうには思っておりますし、報告の内容もそういった内容になっております。従いましてここでは全部いちいちご説明するというよりは、前回のガイドライン改訂で新たに追記された事項であったり、あるいはそうでないんだけども特記すべき特徴がみられた事項に絞ってご説明させて頂ければと思います。

まず（２）、基本的事項の中で代替案の検討に関する箇所、①の所についてご説明します。環境ガイドラインではその四角の中に入っているように、プロジェクトを実施するにあたってはできるだけ早期から調査、検討を行って、環境影響をできるだけ回避、最小化するような代替案や緩和策を検討するべきであるということを書いております。

この代替案の検討については先ほども申しあげましたが、北米のシェールガス、オイルのような案件、一部の案件を除きまして何らかの代替案を検討して頂くということを今回の調査でも確認しております。一方でこの北米の非在来型油ガス開発案件では、井戸ごとに環境許認可というのも各種許認可ですね。井戸の掘削許可等を取得して開発が進行しますので、そのプロジェクト全体において代替案はどうだったかといったことは必ずしも検討されていないというのが実情でございます。ただそれについては個別の井戸をどこに掘るかという少しそのミクロな観点ですけれども、その選定にあたって事前に調査を行って保護区や文化遺産を回避するといった形で選定されているといったような対応が行われておりまして、そういったところを我々も確認しながら環境レビューを行っているということでございます。

次は少し飛びまして 16 ページですけれども、検討する影響のスコープという所、真ん中の辺りですね。「前回の環境ガイドライン改訂において」という所でございます。この検討する影響のスコープというのは、我々が環境社会配慮確認を行うにあたってどういったポ

イントを見ながら確認するかということを各論点について、項目を並べてある箇所でございます。その四角の中をご覧くださいと、大気とか水とか土壌とか書いてありますが、こういったものを見てくださいということを書いてある。その中で労働環境という所、文言でございますけど、ここは前回のガイドライン改訂で加わった箇所でございます。これについて申し上げますと、全ての調査対象の具体案件で労働関連法令を遵守する計画であるといったことを確認しておりますし、あとは環境実査を行うときに実際にその現地で児童労働が行われていないかとか、強制労働が行われていないかといったことを確認しております。あとこれは前回加わった箇所ではございませんがジェンダー、子どもの権利という表現がございますけれども、これについては一部の案件においては若年者とか女性に配慮したプログラムを事業実施主体が提供しているというものがございますが、必ずしもジェンダー、子どもに特化した配慮を行っていくといったことまでは確認できない案件というのがむしろ多数でございました。これは我々ご融資している案件が直接的にそのジェンダーとか子どもの権利を脅かすような問題をはらむ性質の案件でないということから、地域住民全体への配慮と別に、特別にジェンダーとか子どもについて配慮するという必要はなかったということだと思っておりますけれども、こういった観点については例えばその各プロジェクトが現地の方を雇用される際に、雇用条件で性別に基づく差別がないかとかそういった観点については確認をしてきているということでございます。

17 ページ（6）の①。ステークホルダーとの合意形成の箇所でございます。これは現地制度上、EIA の公開とか地域住民を対象とするコンサルテーションといったことが書かれている場所でございますが、現地制度でそういったことが求められている案件においては全てきちんと対応できているということだと思います。一方で中東の案件であったり、中南米の一部の国の案件を中心に、その現地制度上、そもそも EIA の公開とかコンサルテーションの開催っていうのが義務付けられていない案件というのもございました。こういったようにその一定の国や地域、今回の調査では中東であったり中南米の国でしたし、前回ガイドラインを行った際にも CIS 諸国の一部でそういった事例があったというふうに理解しておりますけれども、そういったところでは我々としてそのいわばベースラインとして考えているような制度が整っていないという場合もございます、こういった案件においては、あるいはこういった国の案件においては事業者が実態としてどういうふうに対応しているか、あるいはする方針であるかということを確認しながら環境レビューを行っております。義務付けられていないから何もしない、何の体制も取らないということで通していくということではございませんで、その後に書いてありますが何らかの形でちゃんとその地域住民からの要望に対応する方針であるということを確認しながら投融資の決定を行ってきているということでございます。

次は（7）の①、重要な自然生息地、森林の著しい転換、劣化という箇所でございます。調査をしたカテゴリ案件の中ではプロジェクトサイト付近にサンゴであったりマングローブといったものが生息している案件、あるいは湿地が存在する案件というのがございまし

て、こういったものを重要な自然生息地で実施されるプロジェクトというふうと呼んでおります。これについて環境ガイドラインではプロジェクトは重要な自然生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものであってはならないというふうに定めておりまして、今回調査した案件について言えば、いずれの案件でも管理計画等に基づいて緩和策を講じて著しい劣化を防止する、あるいは一部の案件では代償措置を講じるといったことを行っています。この条項は前回の環境ガイドラインの改訂時にもいろいろな議論を経て追加されたものということですが、実際ではどういったものが重要な自然生息地に当たるのか、あるいは代償措置の実施を前提として著しい劣化とか転換というのをやっていたのかといったことについては、我々とステークホルダーの皆様の間で理解、見解が異なるという案件もございます。これについては2月に受領しておりますNGOの方からのご提言の中でも、その提言の一つに掲げられておりますので、また今後の議論の中で論点の一つになるんだろうなというふうに考えております。

次、(8)の非自発的住民移転の所でございますけれども、ここの部分と(9)の先住民族というのは、いずれも前回の環境ガイドラインの改訂でさまざまな議論を経て大幅に文言が追加された、強化された部分ということでございます。まず非自発的住民移転のところですが、プロジェクトによって非自発的住民移転、あるいは住民の方は移転しないんだけれども用地の取得が発生するという案件は36件中8件ございまして、そのうち3件は用地取得のみで住民の方は移転しないという案件でございました。この中では事業者というよりも現地政府のほうで補償の責任を負うという案件もございましたが、その案件も含めて当局や移転対象住民との協議の上で補償が実施されていたり、あるいは現実にまだ移転が行われていない場合に計画されていたりといったことを確認しております。案件によってはその透明性を確保するために事業者自身がそういったことを行うのではなくてNPO団体を起用して調査を行い、あるいは住民との協議を実施するという案件もございました。我々の投融資の意思決定時点で住民移転とか用地取得が完了していない場合というのもございます、そういった場合は我々として実施状況をモニタリングしております。

あと環境ガイドラインでは大規模な非自発的住民移転が発生する場合には、住民移転計画を策定するということを求めています。これも我々の投融資の意思決定の時点で全てが策定されて完了していればそれに越したことはないんですけども、実際にはそのプロジェクトの進み方次第でそういった順序にならないといったものもございます。そういった場合においてはやはりモニタリングにおいて実施状況というのを確認しているということになります。

次の先住民族については、現地制度によって先住民族の先住権が認められているエリアを含む案件というのは36件中7件。カナダとオーストラリアの案件が大半を占めております。先住民族との協議の責任というのはカナダの案件では州政府にございまして、豪州の案件は事業者にあるということですが、各案件とも先住民族と事前に協議が行われまして、合意を得た上で事業が実施されているということでございました。あと先住民族

とその事業者の間の合意文書、どういう合意をしているかというところにおいては、ここは我々できるだけその中身も確認した上で環境レビューを行うということにしておりますけれども、守秘性を理由に、その先住民族と事業者の方の間の合意なので、他の方に見せるものじゃないということで提出を拒まれるプロジェクトというのも存在しておりまして、そういった場合には EIA における社会影響の評価であるとか、あるいは事業者に質問状を出して、あるいは環境実査を行って確認を行っているということでございます。以上が環境ガイドライン本体の実施状況の確認に関するご説明でございます。

最後に 20 ページになりますが、環境ガイドライン担当審査役の活動について簡単にご説明させて頂ければと思います。先ほど簡単にご説明しましたけれども、環境ガイドラインを JBIC は遵守しなかった場合にどうなるのかといったことに対応するために、環境ガイドラインでは異議申し立ての受け付けというのを定めております。この規定を受けて先ほど申しあげました異議申立手続要綱というのを JBIC としては別途定めておりまして、環境ガイドライン担当審査役の活動というふうに、これ題名にございますけれども、この環境ガイドライン担当審査役という方はこの異議申し立て手続を行うために設置された JBIC の機関ということで、我々の投融資担当部署、あるいは先ほど申し上げた環境審査室というのとは独立した、経営会議、これは我々の意思決定機関、重要な事項を決めていく機関ですけれども、の直属の機関とすることで独立性を確保しております。今、具体的には環境ガイドライン担当審査役の方としては大学教授の方、お二人に就いて頂いて、その任務に当たって頂いているということでございます。

2003 年にこの異議申し立て手続を整備いたしました。それ以降、実際に現時点で申し立てが行われているプロジェクトというのは 2011 年に行われたパナマ運河拡張プロジェクト向け融資の 1 件ということでございます。このパナマ運河の案件は JBIC 以外にも米州開発銀行、IFC、欧州投資銀行、あるいはアンデス開発公社といった各公的機関が融資を行っておりまして、この異議申し立てについても JBIC の他に同じような制度を持っている IDB、IFC、EIB にも行われております。JBIC の環境ガイドライン担当審査役はこういった国際機関とか地域金融機関の異議申立手続の担当の方々とも情報交換を行いながら審査を行っておりまして、昨年の 12 月には現地において異議申立人とプロジェクト実施主体の間の協議を仲介するといったような作業を行っています。

もう一つ世界中の国際機関、あるいは地域金融機関にはこういった異議申立手続担当機関が設けられておりまして、そういった方々が集まって年に 1 度、会合を行うといったことを行っておりますが、JBIC の担当審査役もこれに参加しております。隣にいらっしゃる NEXI さんも同じ制度を持ってらっしゃいまして、NEXI さんの担当審査役の方もいつも参加されていると。一方で国際金融機関であるとか地域金融機関以外でこの会合に参加しているのは、JBIC、NEXI 以外は米国とかカナダの機関に限られておりまして、我々その環境ガイドライン担当審査役であったり、あるいはその異議申立手続というのが、個別の政府機関の取り組みとしては引き続き世界的には先進的なものであると言えるのかなというふう

に考えております。

最後、まとめのところでございます。今回この報告を作るために行った実施状況調査においては環境レビュー、あるいはそのモニタリングにおいて手続き面、実態面、いずれにおいても我々としてはということですが、おおむねガイドラインを遵守する形で運用できていたのかなというふうに思っております。実態としても 1999 年に前身となったガイドラインが策定されて以降、15 年経過しておりますので、こういう環境社会配慮確認というのが非常に重要なプロセスの一つであるという認識は我々の機関の中でも、組織の中でも十分浸透しているというふうに言えるのかなと思っています。

一方で先ほど来ご説明を申し上げますけれども、手続き面で本来やるべきことができていなかった、あるいは個別案件においてステークホルダーの方と解釈をめぐって意見の相違があるといった場合もございますので、今後、引き続き適切に運用していくということが必要なんだろうというふうに思っています。

中身を見ますと、ガイドライン手続き面というのは、引き続きその他国公的輸出信用機関が遵守する OECD のコモンアプローチに沿った内容となっていると思いますし、第 2 部に書いてある実態面のほうも、世銀や IFC との適合を確認するということが必要です。この世銀、IFC の基準、特に IFC の基準というのは、この数年の間により世界的には地位を高めていくかなと思いますので、今のガイドラインをそのまま持っていて、根本的に何か我々として問題があるということはないんだろうということございまして、今のガイドラインを根本的に修正する必要というのはないのかなというのがこの調査を行った我々としての考えということです。

一方でこれも少しご紹介しましたけれども、前回ガイドラインの改訂の議論を行った段階からという意味では 5 年以上経過しておりますけれども、この中で OECD のコモンアプローチや赤道原則が改訂され、あるいはその当時はあまり考えていなかったようなタイプの案件が出てきたこともございますので、今のガイドラインをそのまま持ったままで対応できるものもございますけれども、一部修正した上で、今後、運営していくというのが望ましいものもございますので、そういったことがある場合には今後、環境ガイドライン改訂のプロセスの中で、我々からむしろ提案させて頂いて議論をしていければというふうに思っております。以上が実施状況の確認調査報告のご説明でございます。質問あれば承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは皆様からの質問のお時間に移らせて頂きますけれども、冒頭、JBIC のほうからありましたように、本日は環境ガイドラインの内容についての議論を行うというよりは、今回のこの場の質問の時間は調査自体の内容についてのご質問をして頂きたいという趣旨の時間ではございますので、その点、ご留意のほどよろしくお願いいたします。またご発言の際は手を挙げて頂いて所属名というのでしょうか、団体名、

それからお名前を頂戴できればと思います。匿名ということも可能ですので、必要に応じてご希望をおっしゃって頂ければと存じます。また議事録だけ匿名にしてください、この場ではおっしゃるんですけれども議事録だけは匿名という取り扱いもできますので、その辺のご希望はご遠慮なくおっしゃって頂ければと思います。それでは何かご質問ある方、お願いいたします。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺と申します。評価の膨大な作業頂きありがとうございます。大きなところで2点、質問させて頂きたいのですが、まず前回同様これに関して質問がちょっとかなりたくさんあって、ここで一つ一つ申し上げるとかなり時間がかかってしまうので、書面でできれば質問させて頂きたいのですが、そのような取り扱いで、もし可能であればいつ頃までに提出させて頂ければいいかどうかというのをちょっとお聞かせください。

それから2点目は、現在、行っているその現地調査の調査で、何かその新たな教訓があれば、その新たなものを出すというような発言だったかと思うのですが、これに関しましてはコンサルテーション準備会合で私、質問させて頂いて、前回同様より踏み込んだ調査をさせて頂けるかということ聞いたときに、そういったものをやっていますよっていうご回答だったと思うのですが、現段階で何か新たな示唆が得られた場合には報告をするということになっているのはなぜなのかと。できればこれ、いや、新たな示唆が仮にJBIC側で見られなかったとしても、それはそのステークホルダーを含めてさまざまな角度からこういったことを、そこから新たな示唆を見つけるということも重要じゃないかなと思いますので、ぜひこれに関しましてはきちっと報告書としてまとめて公開して頂ければと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【国際効力銀行 稲葉】

それでは1点目の質問からご回答させて頂きたいと思います。紙面でご質問をということでございますので、それは大歓迎でございますのでご準備を頂きたいと思います。それでそれに対する回答をいつまでにというのは、その書面でのご質問をいつまでにというのは、両方とも表裏一体の関係になると思うんですけども、その点はどうお考えでございますでしょうか。例えば第3回会合に入る前にきちんとした回答が欲しいということだと、第3回、後ほどスケジュール感、ご説明させて頂こうと思っていますけども、6月の10日前後を第3回、本格的会議の第1回目ということを考えておるんですけども、それまでにこちらもしっかり回答をとると、それなりの準備の期間が必要ですが、その第3回目にこだわらず第3回目以降でも私どものご回答がなってもいいということであれば、そこは自然体ベースでそちらの質問がまとまり次第、出して頂くという対応でも可能でございますけれども、その辺ちょっと感触を第2回目に入る前に伺わせて頂けますでしょうか。

【JACSES 田辺様】 私どもも質問がありますし、また私どもでこの会議来られていない方も居ると思うのですが、通常2、3週間ぐらいあればこれ読んできちっと質問することは可能ですので、で、確か前回のときはその一部、後日回答ってというような形で2段階に分けて回答頂いたかと思しますので、可能であるものに関しては次回にご回答頂けるような対応があればありがたいかなと思います。

【国際効力銀行 稲葉】 分かりました。実際にご質問の書面を頂いて、分量だとか内容とか、ちょっと今の時点では分からないので、それを見させて頂いた上で答えられるものから順次回答、残りのものは第3回のとき、もしくはその前にご回答できればベストですが、それはちょっと難しそうな場合は分割というか、何回かに分けて実際のコンサルテーションの協議と並行しながらご回答もさせて頂く。そんな段取りでよろしゅうございますか。ゴールデンウィークもございますので、5月の半ばとか、そのぐらいが一つ頂戴頂けるタイミングとして頭にとめておけばよろしいでしょうか。

【JACSES 田辺様】

そのようにお願いいたします。

【国際協力銀行 稲葉】 それではその方向でよろしく願いいたします。引き続きまして2点目につきまして、現地実査の話でございますけれども、かなり現地実査になると個別案件の色が出てきます。これ、ちょっと私ども正直悩んでいます。この場では個別案件についてあまり突っ込んだ話はしないというのは準備会合の機会に申し上げておりますので、どうしても現地実査の詳細の報告書となると、個別案件の具体的な名前だとか、いろんなことをお話ししなきゃならない部分もありますので、このコンサルテーション全体の場でそれをご報告するのがいいのか。それとは別に切り離して個別案件に対するご紹介、個別案件でいろいろ意見交換、ステークホルダーの方、NGOの方とはさせて頂いていますけれども、その一環の中でいろんなことをさせて頂くっていうのも、一つやり方としてはあるのかなと思っています。ただその辺については、実はまだ現地行っておりません、これから連休等を使って行くことになっておりますので、その辺の状況を見ながらまた個別にご相談させて頂くということでもよろしゅうございますでしょうか。

【JACSES 田辺様】

実は、その第2部を私拝見したところ、第2部のこの項目については現段階で必ずしも一つ一つの項目に対して評価が十分ではないかなというふうに感じておりまして、恐らくこの環境レビューの段階で、例えば移転とか先住民族に関しては、完全にその対策まで把握できるわけではないという限界があって、そういう面もあって恐らくこの段階でなかなか全体像的に表せないのかなというふうに感じたものですから、で、それに関しては恐らく

少なくとも現地に行けばきちんと項目ごとに出てくるのかなというふうに思いまして、前回の改訂のときも恐らくそういった第2部に関してあまり十分に補足できなかった部分っていうのがあったかと思いますので、で前回はプロジェクト名は伏せてこういったセクターでというような形で出されたかと思うので、やはりその一環としてこのコンサルテーション会合、私ども別に出てきた6案件について、その案件を別に批判する立場でこの場で何かをやらうっていうつもりはないので、あくまでそのレビューする前提として必要な情報かなというふうには思っておりますので、可能であればこのコンサルテーション会合で出されるというのが望ましいかなと。

【国際協力銀行 稲葉】

繰り返しになりますけれども、個別案件をどこまで見せる、見せないの問題と表裏一体のところがございますので、ちょっと実際に実査も試みてどういうことができるか、ちょっと私どもの中で検討させて頂いて、どういう対応ができるか、また次回以降、ご回答させて頂く。そういう段取りでよろしゅうございますでしょうか。

【JACSES 田辺様】

それをお願いします。

【司会】 ありがとうございます。

【国際協力銀行 松原】

すいません、いいですか？今のご質問の関係で1点だけ。ご質問を書面で頂くということなので拝見させて頂ければと思いますけれども、今、稲葉から申し上げましたように、その個別案件について述べる場ではないということ。あと前回との関係ではどちらかというところとやっぱり環境ガイドラインに、これ環境ガイドラインのルールですので、ルールに落とし込むときにどういう示唆があるかという観点からなるべく書かせて頂いております。そんなにあまり、例えばここのこの項目についてどういう工夫があったとか、細かいところっていうのは必ずしも文言にはねてこないところだと思いますので、そこは意図的に書いていないということもございますので、その辺り恐らくご回答するときもそういったことを我々としては念頭に置いてご回答を差し上げるとしますので、そこはちょっとご承知を頂きたいと思います。

【司会】

その他、質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【重化学工業通信社の川里様】

重化学工業通信社の川里と言います。よろしくお願いします。石炭火力発電について質問をいたします。今、オバマ大統領来られていますけども、アメリカのオバマ政権は石炭火力発電所に対する規制を厳しくしていきまして、で、それを米国内だけでなく、国際的にも融資を厳しくしていくという方針をここ1、2年、出しております。それに歩調を合わせといいますか、世銀も融資を厳しくしていく方針を出していきまして、今日のお話を伺っていますと世銀や[IFC]と制度を合わせていくというような印象を受けたんですけども、その一方、日本政府は高効率の石炭火力発電所の輸出を促進していくということで、経済協力インフラ会合、大臣会合で方針を出しています。多分、日本としてはJBIC、JICA、NEXIなどを通じて石炭火力発電所の海外案件の支援を進めていかれるんだろうなと思うんですけども、ただやみくもに融資をしていくっていうことであるとちょっと問題があるんだろうかと。批判もあるだろうし非常に効率の悪い石炭火力に融資をすると環境に非常に悪い。それにどういう歯止めをかけていくのかな、基準を設けていくのかなっていうところを制度的にどういうふうに作っていくのかっていうのを知りたいと思います。

現状のを見たんですけども、ガイドライン71ページに載っていきまして、ここでは、大気質のところでは硫黄酸化物SO_x、窒素酸化物NO_x、煤塵等の大気汚染物質はうんぬんっていうふうに基準を設けておりますけども、これいわゆる日本の70年代にあるような公害問題に対する規制に該当する部分だと思うのですが、90年以降のその気候変動に該当するのはCO₂などの温室効果ガスの排出をどう抑制するか。温暖化をどうやって防止するかっていう視点が入っていないように思うんですね。それをどういうふうに今後、反映させていくのかどうかっていう辺りを教えてください。

【国際協力銀行 稲葉】

どうもご質問ありがとうございました。

【司会】

ちょっと司会の立場からすいません。まずは1点ご留意ということで、申し訳ございません。まずご質問ありがとうございました。この場、一応、調査報告のご質問ということで時間を設定させて頂いておりまして、頂いた内容自体は大変重要な問題と認識をしておるんですけども、若干その今後のガイドラインで議論すべき個別具体的な話に踏み込んでおられる内容でございまして、少しこの場でというのは、やや趣旨とは外れるところではございますけれども、もしお答えできる部分があれば、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

実はご出席頂いたかどうか分からないのですけども、昨年、末に準備会合というのを開催させて頂きました。その場で、ちょっと私どものほうからこのコンサルテーション会合の位置付けというのをご説明させて頂いております。その中で石炭火力をやるべきかやら

ないべきか、JBIC、NEXI が支援すべきかすべきじゃないかという、そもそも論というか、是非論については、これはもう前回の環境ガイドラインの改訂のときもかなりの時間をかけて議論したんですけれども、私ども政府系の金融機関ということで、政府の政策、それに基づいて法律で、私どもの場合ですとわが国の資源の確保ですとか、わが国産業の国際競争力の強化とかっていう目的規定がございます。それに基づいて業務をやりなさいっていう制約がある中で、政府の施策との関係で我々がすべきかどうかという議論は当然出てくるかと思いますので、今回のこの環境ガイドラインの改訂、コンサルテーションというのは是非論じゃなくて、私どもが出融資、NEXI さんが保険を付けられる案件において、どういうその技術的な、実務的な観点から社会環境配慮確認をすべきかという、そういう論点に絞って、議論を進めさせて頂きたいというのは、実はお断り申し上げております。

今ご質問あった点、大変重要な問題だと思います。逆にいうと、これはもう日本政府の政策、方針、これと密接に絡んでいる部分もございます。政府の方針に沿わない形で私どもが融資を行う、行わないってことは、我々としても 100 パーセント政府出資の金融機関、法律上、目的が定められている機関ってということで、いろいろと難しい部分があるかと。なので、この私ども JBIC/NEXI の環境ガイドラインの改訂のコンサルテーションの場でそういった話は、ちょっとコンサルテーションの協議のスコープ外という形にさせて頂きたいなと思っておるところでございます。

一方で私どものホームページにもアップさせて頂いておりますが、2 月に NGO の方々からご提言書を頂いております。その中には石炭火力っていうのは明示的にはしておりませんけれども、お話のあった温室効果ガスの排出量、地球環境温暖化の問題についてもいろいろとご提言を頂いておりますので、後ほど、今後の進め方を私どものほうからご説明させて頂きますけれども、基本的には NGO の方々から頂いている提言書、それから恐らく今後もしかしたら産業界の方々からもご要望書を頂くことになるかと思うんですけども、頂いた要望書、提言内容を元に、先ほど申し上げたような私どもの環境ガイドラインの改訂という観点からの実務的、技術的な観点から、どういうガイドラインに今後していくかというところにフォーカスを絞って、今後このコンサルテーション会合では議論を進めさせて頂きたいと思っております。

一方でその石炭火力に対して JBIC、NEXI としてどういう方針なのかというご質問については、それはこの環境ガイドラインの改訂とは別の問題だと認識しておりますので、個別にそういうお話をしたい、もしくは聞きたいということであれば、私どもの方としてはなるべく個別に対応させて、これは従来も NGO の方々とも石炭火力について意見交換をさせて頂いておりますので、そういうご興味があられるということであれば、このコンサルテーション会合の場とは切り離した別の場をこちらの方でもご用意させて頂きますので、その場でお話をさせて頂く、もしくは聞かせて頂くというような対応をさせて頂きたいなと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【重化学工業通信社 川里様】

国の方針に従うのは、それは政府系機関として当然なので、別に石炭火力発電を支援すべきかそうでないかっていうことを私が質問するとか、意見を述べるつもりでは全くないんですけども、それをどういう、その国の方針をどういうふうにこの制度に反映させるんでしょうかっていうのが趣旨なんですけど。

【国際協力銀行 稲葉】

その点も含めて今後のコンサルテーションの中で、NGOの方からも恐らく石炭火力を念頭に置いたCO2の排出量をどういう形で考えていくかというようなご提言も頂いていますので、このコンサルテーション会合の間の中で議論をさせて頂くことではないのかなというふうに思っております。

【重化学工業通信社 川里様】

そうすると別の場で、先ほどの方もなんか文書でご回答というのがありましたけども、別な場所で、文書なり別の場でお話しさせて頂くことっていうのはできるんでしょうか。

【国際協力銀行 稲葉】

そういうご要望であれば、基本的には私ども常にドアはオープンにしておりますので、個別に面談はさせて頂きたいと思います。

【重化学工業通信社 川里様】

分かりました。

【司会】

ありがとうございました。他、ご質問ある方。はい、どうぞ。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワーク 川上と申します。質問は今、数えたら四つあったんですけど、一つ一つ言っているんでしょうか。

【司会】

お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そうですか。細かいのを含めるとちょこちょこ増えちゃうんですけど、一つは13ページのちょっと分かりにくかった。ちょっとこれクラリフィケーションみたいな話で一つなん

ですけど、13 ページ、中段で情報公開の所なんですけど、この 45 日間以上公開されていたことを確認しましたということで、そういう評価をされているということなんですけど、これの要するに中身がちょっとはっきりしない。最初から読むと、その公開している情報や文書についてのお話だというふうに読めたんですけども、これは EIA も含めて言っているのかどうか、ちょっとはっきりしなかったんですけど、そこは。

【国際協力銀行 松原】

まさにその関連文書の公開ですので、EIA の公開についてということですね。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 だと、それでその前提に立ってなぜこの 45 日間以上というのが、何か規定があるのかなど。今ガイドラインを見たんですけど、別に何も書いていなかったのと思いまして。

【国際協力銀行 松原】 その点に関しましてはガイドラインには書いていないんですけども、これ何日間ぐらい公開するのかというのは、ちょっと私前回出たわけではないんですけども、前回の環境ガイドライン改訂の協議の間では幾つか議論があったと聞いておりまして、それを踏まえて我々のホームページに FAQ というのを載せております。その中でこの 45 日程度は行うよう努めるっていう、この報告にも載せさせて頂いている文言ですけども、いうことを書いておりまして、それを今、今回基準にしたという。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 FAQ でそう答えておられるので。

【国際協力銀行 松原】

ただその FAQ の中身自体も、皆様から頂いた質問に我々が一方的に答えたというよりは、そのコンサルテーションの会合の場での議論の結果を踏まえて FAQ 作ったということでございます。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 それちょっと前の時のことですよね。そういう話があったということですね。それでそうになっていると。

【国際協力銀行 松原】

今のガイドラインの中で、ホームページにはそういう FAQ を載せているということです。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

なるほど。じゃあ一応そういう議論があったのでそれを基準にして 45 というふうに今回なっているということですか。分かりました。いや、ちょっとこれはこれで私たち NGO と

してはずっとやってほしいみたいなことをちょっと要望していたので、一応それなんですかという理由をちょっと確認しようと思ひまして、一つ。

それからその次が14ページの所は、このいろいろ代替案とかを検討するようなことをやりましょうねという話があるんですけど、ちょっと大ざっぱな感じで申し訳ない。一応、確認されたのはこれ検討したかどうかを確認したってということですよね、代替案を。検討していれば丸っていう。中身は問わず検討していれば丸で、検討していないぞとなるとばつみしたいな、そういうチェックをされたというふうに考えたらよろしいんでしょうか。

【国際協力銀行 松原】

そうですね。今回あくまで事後的レビューということですので、じゃあその代替案、1件1件我々環境レビューをした時点の状況にさかのぼっているような状況を勘案して完全にオッケーだったかという、そういう実態の内容までは確認はしていません。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 やったかどうか、検討したかどうかをまずここでは確認されたというのが、ここに書いたんだっていう意味ですよ。

【国際協力銀行 松原】

そうですね。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

特に程度問題がなくってということですよね。こういう、ここまでやりましたっていうのではなくて、検討したかどうかを、どのようなレベルであれ、検討していればオッケー。そういうことでよろしいでしょうか。

【国際協力銀行 松原】

レベルにもよると思いますけれども、常識的に代替案を考えて。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 常識的に。

【国際協力銀行 松原】

検討しているなということであれば、したというカウントをしております。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】 というのが二つ目。もう1個目が17ページのステークホルダーの合意形成のところが、ちょっと私もちゃんと読んではない、ちょっと聞いて、パッと思い付いたのでちょっとそれはあれなんですけど、17ページのこのステークホルダーの合意形成の(6)の①なんですけど、制度上ある場合はそれで確認したっていう

か、そうかなという感じなんですけど、この中南米とかのケースで、これずっとこのまま読むと、これ合意形成を確認っていうことになっているんじゃないかと思うのですが、ちょっとこの方針である、この文字を読むと何らかの形で事業者が要望に対する対応する方針であることを確認しましたということに書いてあるので、そこは方針があればオッケーっていうことになって、そういう判断。

【国際協力銀行 松原】

これは裏にある案件、個別にさまざまでございますので、案件によって異なります。です。で、現地制度でコンサルテーションの開催を義務付けられていないんだけど、実際にその説明会を開催して現地住民の方、ステークホルダーの方と協議をしているものもございますし、実際にはあまりそういうコンタクトがなくて、ただ苦情を受け付けとかいったものの体制というのはきちんと取っていますというのもございます。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それを方針という表現にされていることで。

【国際協力銀行 松原】

そうですね。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

いや、対象者が居ないかどうかは分からない、本当に居るかどうか分からないのはしょうがないと思うんですけど、確認できているのにやっていない。要するにここの書き振りと十分な協議を経てやらなきゃ、必要ですって書いてあるので、さらにその制度がない場合こそ、これちゃんとやったほうがいいっていうか、やらなきゃいけないんだと思うんですけど、つまり制度っていうのはその現地にそういう制度がない場合こそしっかりやらなきゃいけないっていうものだと思うんですね。で、制度がある場合はその制度にそれなりに任せて、もちろんその制度があまりいい加減だったらもっとちゃんとやれっていうことはあり得ると思いますけど、JBIC 側から見てですね。それもちゃんとやってなかったらもっとちゃんとやれっていう、やったほうがいいですねっていうことは言わなきゃいけないかなとは思いますが、ないっていうことはさらにちゃんとやらないと、えらいことになるっていうことが考えられるので、ちゃんと確認できるよう、よりきっちりやっとなかないとまずいんじゃないかなという懸念なので、その辺を評価されたというのであれば、そういうところこそどうやってやったのかをきちっと見られたほうが、何件あったのか知りませんが、中南米とか中東のケースがですね。何件中、何件はこういう協議があったけれど

もこうでしたみたいなのがちょっとあるとうれしいなと思ったんですけど。これだちょっとあまりにも非定性的なので。そういうのを頂けないかなと思いました。いかがでしょうか。

【国際協力銀行 松原】

これ数としては中南米とか中東の案件というのは、必ずしも多くないんですね。中南米の案件は多いですけども、これに該当する案件というのは中南米のごく限られた国ということですし、中東においても中東全部ということではございませんので、案件数としては限られています。その意味では個別案件に比較的フォーカスされるご説明になってしまうということもありまして、全体ばかり書いております。どちらかというとそういった制度もない国もございましてということのご紹介、あるいは今おっしゃったことだと思いますけれども、ステークホルダーの方がそもそもいらっしゃったのかとかいったことを実態面においては確認をしながらやっているということなので、それで実態面を確認した上で実際には意見を述べたい人が居ただけけれども、それを拒絶してないかどうか。そういったことを確認しながら環境レビューをしていたということは確認しましたと、そういう趣旨です。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

できればその辺もなんか方法論を、こういうふうに要するに作業をやりましたというのはあったほうが分かりやすいなど。こちら側、見たときに作業としてこういう調査をやりましたとあったほうが一体どういうことをやってこういう結論になったかっていうのが、そういうことであれば、そういうお話であれば、こういうことを JBIC としては今回の調査でやりましたというのがあって、こうなんですっていうふうな。あんまり個別の、少ないと確かに内容分かったらうので難しいのもあるかとは思いますが、その作業、こういうことありましたっていうのもあったほうが分かりやすいなと思いました。

【国際協力銀行 稲葉】

分かりました。ご意見どうもありがとうございます。今頂いた意見も踏まえて個別案件にどこまで踏み込むかどうかっていう、そういう問題もあるので。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

少ないからね。

【国際協力銀行 稲葉】

これもどういう対応ができるか、いったん引き取らせて頂くということでよろしいですか？

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

もう1個、今、思い付いているのがありまして、これで四つ目になると思うんですけど、これ18ページの先住民の所なんですけど、これもここでコメントしてあるのが、先住権が認められているエリアの案件もあるっていうところから始まって、バーってこうきて確認できましたってなるんですけども、例えば先住権の係争中のところとか、まだもめています、先住民族の方々、いや、これうちのところですよって言う場所なんだけども、係争しているようなところは入っていないっていう意味ですよ。認められているっていうことは、てことでよろしいでしょうか。

【国際協力銀行 松原】

はい。この報告書に書かせて頂いているのは先住権が認められている案件ということでございます。一方で今おっしゃったようなその先住権が認められていないんだけど先住民族であると。あるいは先住民族としての権利を主張されている方々がいらっしゃる案件というのも具体的にございまして、そういう案件においてはこれどちらかというと先住民族、先住民族というかステークホルダーというのかっていうのはあると思いますけれども。そういった案件でも実際にはコンサルテーションを実施しながらやっていることは確認しております。ただここに書いてないんですけども。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

なるほど。それは書いていないですけどっていうことであればあれなんですけど、結構、要するに私も、認められているケースはそういう意味でそれなりに保護されているケースなので、むしろあんまり保護されていないケースのほうがちゃんとやらないとまずいことになるのではないかという懸念がありますので、国際的に見るとそれは先住民族なんですけど、その国はちょっと認めていませんみたいなケースがあるとか、そういう意味でそっちのほうがケアしなきゃいけないケースもあるので、ちょっとこれだけ読むとあんまりそんなにフォローしてないのかなと思いました。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご質問、まだありますでしょうか。では良さそうでございますので最後というか次、JBIC、NEXI から次回以降の進め方についてご説明をさせていただきます。

【国際協力銀行 稲葉】

次回以降の議論の進め方でございますけれども、前回、第1回のコンサルテーション会

合では、前回の環境ガイドライン改訂以降の具体的な国際的な議論の進展についてご説明させて頂きましたし、本日は若干、宿題を頂きましたが、この5年間のJBIC 環境ガイドライン実施状況の確認についてそれぞれご報告、ご説明をさせて頂いております。これらを踏まえまして次回コンサルテーション、第3回会合からは環境ガイドラインの改訂内容について具体的な議論に入らせて頂きたいと考えております。

それでは具体的にどういう項目、議題を議論していくかっていうことでございますけれども、二つあるかと思うんです。一つは我々JBIC、NEXI のほうからこの5年間の環境コンアプローチ、それから他の国際機関のガイドラインの改訂という状況を踏まえて、今のガイドラインをこういうふうに直したほうがいいかなという点。もう一つはステークホルダーの皆様、環境 NGO の方、それから産業界の方々から今次改訂に当たってこうこう点を議論するべきだというようなご要望状もすでに環境 NGO の方々から頂いておりますけれども、そういった点、これを順番にコンサルテーションにかけていって議論を尽くしていくというような方法を取りたいと。

それで、これ前回、それから準備会合のときも申し上げましたけれども、今日お集まりの方々もそうですけど、大変お忙しい皆様に多数お集まり頂くこともございまして、極力、効率的に議論を進めさせて頂くという観点から、皆様から頂いたご要望事項、それと私どもとして改訂したほうがいいんじゃないかと思うようなご提案、これを一覧表みたいな形に私どものほうでまとめさせて頂いて、順番についても私どもの現行のガイドライン、これの目次の順番に、いろいろなご要望頂いておりますけども、これをちょっと順番を組み直させて頂いて、イメージとしては環境ガイドラインの目次に沿って議論を進めさせて頂く。そんなことを考えています。

それで実はその一覧表というものの策定作業にこのゴールデンウィークを使って私どものほう入りたいと思っております。もう NGO の方々からはすでにご要望書を頂いておりますが、今後、追加のご要望ですとか、それからあと、もし産業界の方からご要望があるということであれば、産業界の方からも頂くご要望、これも踏まえた形で次回、第3回の本格的な協議に入る前に、このたたき台となるフォーマットというんですかね、まとめた一覧表、これを準備させて頂きまして、で、まずはそれぞれ議題なりご要望を出して頂いた NGO の方、それから今後、もしあるのであれば産業界の方に一度こういう流れの中でよろしいでしょうかという確認を個別にさせて頂いて、ご了解を取った上で第3回の会合の日時を決めまして、その2週間前をめどにホームページでアップをするというような形で次回の会合を開催させて頂けたらと考えています。タイミングでございますけれども、ちょうどゴールデンウィークがあるというのと、先ほどお話も出ましたが実施確認の関係で、実施状況の確認の関係で現地に行くというスケジュールもございますので、ちょっと間が空いてしまいますけれども次回、第3回会合は6月の10日の週で今、調整をさせて頂いております。また日時が決まりましたらJBIC、NEXI のホームページのほうでご連絡をさせて頂きたいと思っております。こんな形でちょっと次回以降させて頂きたいと思います。で、

すでにご要望頂いている NGO の方々からにつきましては、先ほど言ったような一覧表を作る過程で個別にお時間を頂戴してこんな形で順番、考えているんですけどよろしいでしょうか、というすり合わせというかミーティングを明日以降ちょっとご連絡を取らせて頂いてアレンジしたいなと思っているんですけど、窓口は田辺さんでよろしゅうございますか？ じゃあ田辺さん宛てに私どものほうから細かい日時、日程なり、あと今後、追加で産業界の方から要望書が出てきた場合には随時それをまた入れ込んでいくというような形で、その並べ方についても個別にご調整をして頂きたいと、そのように考えています。

それで次回については一応この並びについてということで、議論をさせて頂きたいと思うんですけども、環境ガイドライン第1部のうち、これでいうと基本方針ですとか基本的考え方の箇所ですと恐らく国際基準等についての議論をできたらなというふうに考えております。それで先ほどの申し上げたその一覧表の中で、寄せられた要望事項と JBIC、NEXI としてここ変えたほうがいいんじゃないかっていうご提案を提議させて頂きますけれども、それに対する例えば頂いたご要望に対する JBIC、NEXI の対応例、考え方みたいなものも合わせて一覧の形で次回、第3回会合の前までには記入したものを皆様に共有できるような形で作業を進められたらなということで、今後進めていきたいなと思って、こういう進め方について何かご意見があれば。

【司会】

どうぞ。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺です。NEXI の実施状況報告についてはないのでしょうか。

【日本貿易保険 片山】

NEXI の片山でございます。NEXI の実施状況ですけれども、JBIC さんのような立派な報告書というのは作ってはおりません。ただし件数および状況のほうはご説明をさせて頂きたいと思います。JBIC さんと同じように、JBIC さんおっしゃられたように 2009 年の 10 月 1 日以降にスクリーニングを判断したものに関しまして、あと 2009 年の 10 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までっていう期限でスクリーニング決裁をしたものに関しまして申し上げますと、A カテゴリとしては 88 件、B カテゴリとしては 31 件、C カテゴリとしては 298 件ございました。そして JBIC さんと同じように 2013 年の 3 月 31 日までに保険契約に至ったというものに関しまして、A カテゴリと B カテゴリだけ確認をしましたけれども、A カテゴリにつきましては 47 件と、B カテゴリについては 15 件という状況でございます。そして EIA とか環境許認可に関しまして保険契約に至ったものについては、全て入手して確認できております。実際のところ JBIC さんと私ども、ほとんど一緒のプロジェクトに取り組んでおりますので状況としては一緒でございますが、我々としても現在の環境ガイドライ

ンのほうはおおむねきちっと実施をできているというふうに理解をしております。簡単ですけれども以上でございます。

【司会】

どうぞ。

【JACSES 田辺様】 ちょっと意外なんですけど、いや、JBICさんのように何十ページのものをやらないというのは分かるんですが、それを何も文書もなく、しかも議題もなくこれ進めるという、これ私が質問しなければ何も NEXI として実施状況報告やったことにならないじゃないですか。これはまずいんじゃないですかね、こういうやり方。少なくともちゃんと報告書を別に、その JBIC のサイズで報告書を求めています。きちんとした文書がないとそれ、実施状況調査やったことにならないですよ。

【日本貿易保険 片山】

NEXI の片山でございます。その点はおわび申し上げます。失礼いたしました。件数と実施状況の確認は、確認っていうか私どもも調査をしておりましてけれども、文書にしてここで提供しなかったことについてはおわびを申し上げます。

【JACSES 田辺様】

じゃあすいません。書面であらためてきちんと質問させていただきますので、それでご回答頂ければと思います。

【日本貿易保険 片山】

承知いたしました。

【司会】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ではこれにて第2回会合、終了とさせていただきます。皆様、ご参加ありがとうございました。

(了)